

産前・産後等ヘルパー派遣事業

産前・産後等の体調不良のために家事や育児が困難な家庭や、多胎児を出産した家庭に、必要に応じてホームヘルパーを派遣します。

- 対象となる方
- ①妊娠中及び産後16週以内にある母親で、体調不良等のため家事または育児が困難であり、同居の親族等から、家事又は育児の援助が受けられない人
 - ②多胎による妊娠中及び産後1年以内にある人
 - ③その他市長が必要と認める人
- ※①～③のいずれも、派遣先は利用者の住民票のある所です。
里帰り先等への派遣はできません。
- サービス内容
- ①家事援助：清掃・洗濯・買物・調理など
 - ②兄弟の世話：在宅における託児など
 - ③乳児の世話：おむつ交換や授乳の補助など
 - ④母親への援助：身体状況の確認・関係機関への連絡など
(必要時、市の保健師が訪問します。)
- 1回あたりの利用時間 1時間以上とし、かつ、1日につき4時間以内※とします。
※連続する場合は3時間以内
- 派遣できる期間 妊娠中から産後16週以内(出産日含む)までで、上限60時間
ただし、多胎児の場合は妊娠中から産後1年以内(出産日含む)までで、子1人につき60時間
- 利用者負担金 (30分あたり)
- | 時間帯 | 金額 |
|------------------|------|
| 日中 (8:00～18:00) | 275円 |
| 早朝 (6:00～8:00) | 625円 |
| 夜間 (18:00～22:00) | 625円 |
| 深夜 (22:00～6:00) | 943円 |
- 委託先 委託事業所一覧から希望の事業所をお選びください。
派遣状況等により、ご希望に添えない場合があります。
- 申請方法 記入例を参考に、産前・産後等ヘルパー派遣申請書を提出してください。
- 注意事項
- ・必ず「サービス一覧」に該当する内容でサービスを利用してください。
 - ・派遣が困難と担当事業所が判断し、その旨、市に申出があった場合、当市の判断により、ヘルパーの派遣を中止する場合があります。
 - ・ヘルパーが訪問した際に利用者が不在であった場合、サービス利用の有無に関わらず最低利用時間(1時間)分を利用したものとします。
 - ・ヘルパーが生活必需品や食材の買物を行う際に要した実費相当額は利用者が負担してください。

問い合わせ先：こども家庭センター
TEL 025-520-5843

～ 申請から利用までの流れ～

1. 産前・産後等ヘルパーの利用に関する情報の提供・相談

サービスや利用内容について、不明な点がある人、利用について相談したい人は、こども家庭センターまで連絡してください。

2. 産前・産後等ヘルパー派遣利用申請書の提出

ヘルパーの派遣を希望される人は、利用開始の1か月前を目安に、こども家庭センターへ申請してください。

申請書は、市ホームページからダウンロードできます。

3. 産前・産後等ヘルパー派遣決定通知書の送付

提出された申請書をもとに、事業実施の可否、派遣事業所を決定し、『派遣決定通知書』を郵送します。

派遣事業所は申請者の希望を優先しますが、派遣状況等によりご希望に添えない場合があります。

4. サービスの日程調整

産前・産後等ヘルパー派遣決定通知書を受けた人には、派遣事業所（ヘルパー）から連絡があります。サービスの内容確認やサービスを受ける日程・時間など詳細について、調整を行ってください。

5. サービスの利用

決められた時間や内容の範囲内で、サービスを受けることができます。

※決定を受けた派遣期間や上限時間を超えないように、ご注意ください。

6. 利用者負担金の納付

毎月のヘルパー派遣業務の終了後、こども家庭センターから納入通知書を送ります。30日以内に、指定金融機関で利用者負担金をお支払いください。

～ サービス一覧 ～

項目	サービスの例示	注意事項・対応できないサービスの例示
共通	産前・産後の体調不良の方や、多胎児を妊娠・出産した家庭に派遣します。	家族や親せきが在宅している、行き来して家事や育児の支援ができる場合には、利用できません。
	利用 1 回あたり 30 分単位で 1 時間以上 ※1 日最大 4 時間、連続最大 3 時間	利用に当たっては、派遣決定後、担当する事業所から連絡がありますので、日程調整を行ってください。 ※利用の必要がなくなった場合には、担当事業所と市に連絡してください。
調理	食事の支度（食材の下ごしらえ、食器・調理器具の洗浄、後片付けも含みます）	「献立はお任せします」という要望 ※希望の献立を申し出てください。 ※献立の内容によっては対応できない場合もあります。
衣類の洗濯 ・ 補修	衣類の洗濯（干す、取り込む、畳むことも含みます）、簡単な補修	家庭用洗濯機の性能を超える洗濯物（クリーニングが必要なもの、コインランドリーに出向く）
生活必需品の買物	食材や日用品など生活必需品の買物 ※お金とメモを用意してください。	利用者本人やお子さん、その他家族が同行することも可能ですが、ヘルパーが運転する車には同乗できません。
掃除・整理整頓	家の中での掃除機かけ、掃き・拭き掃除 ※日常生活に必要な範囲内で	大掃除や部屋の模様替え、ごみ出し、草取り、集合住宅の共用スペースの清掃
関係機関等との連絡	市役所などへの連絡	送迎（病院に連れていく、幼稚園・保育園のお迎えに行くなど）
授乳	ミルクを作る・与える、ミルクを作る間に子どもをあやす	与えるミルクの温度確認 ※保護者の方がお願いします。 母乳の出に関する相談 ※市の保健師にお尋ねください。
おむつ交換	おむつを交換する	—
沐浴の補助	赤ちゃんをタオルで拭く、服を着せる 沐浴後の風呂、ベビーバスの掃除	お風呂に入れる、へその緒のケア ※保護者の方がお願いします。
兄弟の世話	赤ちゃんのお世話をしている間の兄弟の遊び相手（家の中で） ※保護者の方はお子さんの目の届く範囲にいてください。	道路や公園での外遊び、勉強の指導

※子育てに関する悩みごと、困りごとがありましたら、市にご連絡ください。保健師が電話や訪問により対応します。

～ 委 託 事 業 所 一 覧 ～

次の事業所から、派遣を希望する事業所を第2希望まで決めていただき、申請書裏面の備考欄に記入してください。（派遣状況等により、ご希望に添えない場合があります。）

（令和7年4月1日現在）

事業所	アピールポイント	派遣可能 時間帯	提供可能 サービス
ホームケア Plus 住所 中田原 80-28 電話 025-520-8510	<p>子育て奮闘中のママから、もう中学生・高校生の子を持つベテランママ、みんな独立して今度は孫の育児をしているババまで、様々な子育ての経験があるスタッフが揃っております。</p> <p>お一人お一人にご希望に合わせたスタッフを派遣いたします。お気軽にお申込みください！</p>	日中 夜間	家事・育児
ツクイ上越つちはし 住所 土橋 828-2 電話 025-526-1890	<p>「ツクイ上越つちはし」は、介護保険や障害福祉サービス等の福祉事業を行っており、子育て経験豊富なスタッフも揃っています。</p> <p>上越の「子育て支援」の一事業所として、安心できる生活が送れるように産前・産後のお母さんをサポートします！</p>	日中 <small>早朝※要相談</small> <small>夜間※要相談</small>	家事・育児
上越市社会福祉協議会 ヘルパーステーション上越 住所 木田新田 1-1-3 電話 025-526-1666	<p>産前・産後ヘルパー派遣事業開始から関わってきた経験を活かし、産前・産後のお母さんの健康管理と安心して子育てができるよう、サポートします。</p>	日中 早朝 夜間 深夜	家事・育児
はっぴーはーと 住所 高土町 1-6-16 電話 080-5758-8393	<p>NPO 法人 はっぴーはーと は、上越地域で子育て応援活動を行っています。</p> <p>スタッフは、産科病院やクリニックの勤務経験がある助産師と保育士です。お母さんが少しでも体を休められるようお手伝いさせていただきます。お気軽にお申し込みください。</p>	日中 夜間	育児のみ
上越市シルバー人材センター 住所 西城町 1-12-4 電話 025-522-2812	<p>私たちシルバー人材センターは、高齢者が働くことを通じて生きがいや生活の充実を図り、地域社会の活性化に貢献することを目的とした組織です。</p> <p>高齢者の知識と経験を活かし、お母さんやお父さんが安心とゆとりを持って楽しく子育てができるよう、お手伝いします。</p>	日中	家事のみ